

くるめ診療情報ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、くるめ診療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 診療情報を共有する地域診療情報ネットワークの呼称は、アザレアネットとする。

(事務局)

第2条 協議会の主たる事務所を、一般社団法人 久留米医師会内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域の医療機関・医療関係団体が連携し、地域診療情報共有システムの継続的・安定的な運営管理を行うとともに、ネットワークの充実を推進することにより、安全・安心で信頼される医療の提供及び高度な保健医療福祉社会を形成し、住民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域診療情報ネットワークの運用管理に関する事業
- (2) 地域診療情報ネットワークの普及促進に関する事業
- (3) 地域診療情報ネットワークの利活用に関する調査・研究事業
- (4) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 協議会は、協議会の目的に賛同する次の団体・機関（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 歯科診療所
- (4) 調剤薬局（連携希望先施設が承諾した場合に限る）
- (5) 医療関係団体
- (6) 大学等の研究機関及び行政機関
- (7) その他会長が適当と認める者

(負担金)

第6条 構成員は、別表1に定める負担金を協議会に納入するものとする。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以内

(2) 監事 2 名

(役員の選任)

第 8 条 役員は、別表 2 の団体・機関から推薦された者とする。

2 会長、副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、この協議会の理事を兼ねることはできない。

(職務)

第 9 条 会長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任したときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(報酬)

第 11 条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第 12 条 この協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で議決し会長が任免する。

(理事会)

第 13 条 理事会は理事をもって構成し、会長が招集する。

(議決事項)

第 14 条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任

(5) 負担金の額

(6) その他この協議会の運営に関する重要事項

(議長)

第 15 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 16 条 理事会は、理事総数の 4 分の 3 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 17 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第 18 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

(事業年度)

第 20 条 この協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(運営委員会)

第 21 条 この協議会の日常的運営及び調査・研究のために運営委員会を設置する。

2 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(補足)

第 22 条 この規約の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、この協議会成立の日から施行する。

2 この協議会の設立初年度の役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

3 この協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 20 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。

別表 1

区 分				負 担 金 額 ※3	備 考
情報開示施設 ※1				年額 18 万円 ※2	一法人が複数の病院の情報開示を行う場合は一施設として取り扱う。
閲 覧 施 設	医療機関	病院	参加医師会会員	無料	
			参加医師会非会員	年額 5 千円	
		診療所	参加医師会会員	無料	
			参加医師会非会員	年額 1 千円	
		歯科診療所		年額 1 千円	
	調剤薬局		年額 3 千円		
	訪問看護ステーション		年額 3 千円	※4 ※5	
	介護サービス事業所		年額 3 千円	※4 ※5 閲覧は医師・看護師・ケアマネジャーのみ可	
団 体 等	医師会		年額 A 会員数に 500 円を乗じた額	当該年度当初の A 会員数により算出する。	
	医師会以外の団体等		理事会で決定した額		
	行政		無料		

※1 情報開示施設とは、情報開示用のサーバーを自ら設置し、診療情報の開示を行う施設をいう。

※2 情報開示施設、医師会等参加団体の負担額は、協議会参加者数や事業計画等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うものとする

※3 負担金の額は、当該年度の年額とし、参加する月日にかかわらず、上表のとおりとする。

※4 医療機関に併設でない施設のための負担金額とする。所属する医療機関が参加医師会会員の場合は無料。

※5 閲覧施設の場合は同一法人であれば5施設までは3,000円、それを超えた場合は、個別に検討する。

- ※6 参加医療機関等が協議会を退会する場合において、納付された負担金は返還しないものとする。
- ※7 他の協議会又はネットワークに参加している医療機関等が閲覧施設として参加する場合は、協議会相互で協議したうえ、理事会で取り扱いを決定する。

別表 2

役職	団体・機関名
理事	一般社団法人 浮羽医師会 一般社団法人 大川三潞医師会 一般社団法人 小郡三井医師会 一般社団法人 久留米医師会 学校法人 久留米大学 社会医療法人 シマダ 社会医療法人 天神会 社会医療法人 雪の聖母会 久留米市
監事	学校法人 久留米大学 久留米市